## 中央区民文化財

## ~新たに2件を登録しました~

中央区では、郷土の文化財として保護する必要があると認めたものを「中央区民文化財」として登録し、区民文化財の中から特に重要なものを「中央区指定文化財」として指定しています。

平成28年度は、4月1日付けで「片岡家文書」及び「日本橋人形町三丁目(第2次)遺跡出土 陶磁器・土器」の2件を登録し、「中央区民文化財」は登録93件、指定件数は5件になりました。

## 登録番号第94号

登録名称 片岡家文書

登録種別 中央区民有形文化財 古記録

**所 在 地** 明石町12番1号 郷土天文館

所有者 中央区

概 要 本資料は、江戸時代に旗本であった片岡家に伝えられた古記録であり、職務の伝 達事項を記載した廻状を写して編集した「廻状写」および職務の注意事項や心得を 記した「諸心書」の2点です。

片岡家は初代信安にはじまり、将軍の直轄軍である小姓組と書院番とを代々交互に勤めた家柄です。五代信敦の代に蛎殻町(現在の日本橋人形町一丁目)へ移り、幕末まで当地に拝領屋敷を有していました。

「廻状写」は 56 丁からなる堅帳であり、元文4 (一七三九) 年から寛延元 (一七四八) 年まで記録され、将軍の鷹狩りへ御供をする際の取り決めや、稽古の候補日などが記載されています。

「諸心書」は47丁から成る横半帳であり、「心得書」として職務の内容や火災時の 心得などの注意事項が列記されているほか、将軍の御供の出欠名簿控えなど、諸届 や報告、引継書の書き方見本などが記載されています。

本資料は、江戸時代、小姓組や書院番を勤めた中小の旗本家に伝わる資料が少ない中、本区に住居を構えた旗本の職務記録類として貴重です。

## 登録番号第95号

登録名称 日本橋人形町三丁目 (第2次) 遺跡出土陶磁器・土器

登録種別 中央区民有形文化財 考古資料

**所 在 地** 明石町 12 番 1 号 郷土天文館

所有者 中央区

概 要 本資料は、日本橋人形町三丁目(第2次)遺跡の発掘調査(平成20年6月~9 月実施)で出土した「茶屋」に関するとみられる307点の陶磁器・土器です。

本遺跡周辺は、天正 18 (一五九〇) 年に徳川家康が江戸に入府した後に埋め立てられ、町人地となったようです。当時葺屋町と呼ばれ、寛永 11 (一六三四) 年に歌舞伎を演じる村山座(後の「市村座」)が創設され、慶安 4 (一六五一) 年には隣町に中村座が転入してきました。

また、市村座、中村座といった江戸三座以外にも人形浄瑠璃などの芝居小屋が多く建てられ、これらを取り囲むように茶屋をはじめとした多くの商店が軒を連ねるなど、遊興地として江戸随一の賑わいをみせていました。

本遺跡からは、店の屋号である文字が墨書された多数の陶器碗やお茶を煮出すための土瓶のほか、献上や贈答に使われた鍋島焼の猪口をはじめ、高級な磁器碗や皿、鉢などが多量に出土しました。これらの遺物は、芝居見学の前後や合間に酒・料理

を提供した料亭のような機能を有していた茶屋のものと考えられます。

本資料は、御府内における町人地の発掘調査ではこれまで見られなかったものであり、江戸随一の遊興地であった日本橋人形町周辺の賑わいや土地利用を示す貴重な考古資料です。

※問合せ先 中央区教育委員会事務局図書文化財課郷土天文館 03(3546)5537